18 別表【審査基準表】

番号	類型	細目	保護者の状況	指数	
1	居宅外	不規則勤務でない	勤務終了時間	週 5 日 以上勤 務	週 4 日 勤務
			終業時間が 18 時以降	50	40
			終業時間が 16 時 30 分以降 18 時未満	40	30
			終業時間が 15 時 30 分以降 16 時 30 分未満	30	20
		不規則勤務	月 170 時間以上	50	40
			月 120 時間以上 170 時間未満	40	30
		長期休業利用	月 64 時間以上 120 時間未満	30	20
	居宅内	不規則勤務でない	終業時間が 18 時以降	40	30
			終業時間が 16 時 30 分以降 18 時未満	30	20
			終業時間が 15 時 30 分以降 16 時 30 分未満	20	10
		不規則勤務	月 160 時間以上	40	30
			月 120 時間以上 160 時間未満	30	20
		長期休業利用	月 64 時間以上 120 時間未満	20	10
2	出産		出産(予定月)を基準として出産予定月の 前2か月(多胎児の場合は前4か月)・後2か月	50	
3	疾病等	疾病•負傷	入院中である。	50	
			常に安静を要し、自宅療養で常に病臥している。	40	
			日常生活に著しく支障があり、他者の介護が必要な 場合	30	
		心身障がい	身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者手帳1 級等を所持しており、常時保育が困難である。	50	
			身体障害者手帳3級、精神障害者手帳2級以下 等を所持しており、常時保育が困難である。	30	

4	看護•介護(親族)	常時看護・介護をしている。 (重度身障者・要介護 5・4 程度)	50
	有	週4日以上の看護・介護・通院の付き添い等 (要介護3~1程度)	30
5	就学	就学又は技能取得のため通学している。	1に準ずる
6	災害	震災その他の災害を受けた自身の住居等の復旧に 従事している。	60
7	特別な支援を要する世帯	児童相談関係機関が児童虐待等により特別の支援 を要すると認める世帯である。	60
8	その他	児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が 高いと判断したとき	60

(備考)

- 1 保護者が就労等により家庭で見ることが出来ない時間の全部又は一部が放課後児童クラブの開設時間内に含まれている場合に限り、「保護者の状況」の区分を適用する。
- 2 保護者が複数箇所に就労している場合であって、それぞれの就労の日が異なるときはそれらの 就労日数を合算した日数により、又は、それぞれの就労の一日の就労時間が異なるときは平均 時間により、保護者の状況の区分を適用する。
- 3 保護者が1日のうちに複数箇所に就労している場合にあっては、1ヶ所の就労とみなしてそれ ぞれの就労時間を合算し、保護者の状況の区分を適用する。

【加算·減算項目】

番号	状況		
1	母子世帯、父子世帯又はこれに準じる世帯である。		
2	生活保護世帯であり、入所が必要な場合(就労による自立支援につながる場合等)。	+20	
3	虐待又は DV のおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合。	+20	
4	入所を希望する児童が障がいを有する場合(中度以上:特別児童扶養手当支給対象児童)		
	入所を希望する児童が障がいを有する場合(軽度:上記以外の対象児童)	+30	
5	保護者が育児休業を終了し、復帰する場合。	+10	
	入所を希望する児童が1年生である。		
6	入所を希望する児童が2年生である。		
	入所を希望する児童が3年生である。		
	入所を希望する児童が4年生である。		
	入所を希望する児童が5年生である。	+5	
7	入所を希望する児童が多胎児である。	+10	
8	65 歳以上の一定の条件*を満たさない祖父母と同居している。	-10	
9	入所を希望する児童又はその児童の兄弟姉妹が入所児童又は退所児童であって、これらの		
9	ものに係る利用料金を保護者が正当な理由なく3箇月以上滞納している。		